

第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査 凡例

- 「初めて該当した年度の要件について」の「該当した要件」欄は、次の①～④で表示しています。

- ① 債務超過の法人
- ② 時価評価した際に債務超過になる法人
- ③ 土地開発公社で、損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、地方公共団体の標準財政規模の10%以上である法人
- ④ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準（道府県は3.75%（東京都は5.63%）、市町村は11.25%～15%）に達している法人

※ 調査対象は、債務超過法人であって一の地方公共団体の出資割合が25%以上である法人、又は、地方公共団体から損失補償、債務保証、貸付金（短期・長期）のいずれかを受けている法人のうち、上記①～④のいずれかに該当している法人と関係を有する地方公共団体

- 「改善状況」欄は、以下のとおり表示しています。

「◎」：数値が改善し、策定要件からも外れた状況

「○」：数値は改善したが、引き続き策定要件に該当している状況

「×」：数値が悪化又は、変わっていない状況